

EFRAG 第三国企業向け欧州サステナビリティ報告基準プロジェクトへの対応

ESRS-TCの公開草案への対応案

2026年7月22日

サステナビリティ基準委員会 事務局



- 1. 本資料の目的**
- 2. 公開草案への対応案**
- 3. ディスカッション・ポイント**



1. 本資料の目的

- 本資料は、エフラグ（EFRAG）が今後公表予定の「**第三国グループ向け欧州サステナビリティ報告基準**」（European Sustainability Reporting Standards for Third-Country Groups）（以下「**ESRC-TC**」という。）の公開草案に対する**SSBJとしての対応案**について、ご審議いただくことを目的としている
- EFRAGにおける第三国企業向け欧州サステナビリティ報告基準（ESRS for Third-Country Undertakings）プロジェクトの議論の状況については、審議事項(4)参考資料を参照



2. 公開草案への対応案

- ✦ 国際的な意見発信に係る適正手続に関する内規では、「IFRS財団、ISSB又はIASB以外の団体から公表されたデュー・プロセス文書に対して、**必要と認められる場合には、コメント・レターを提出する**」とされている（第4条）
- ✦ ESRS-TCの公開草案はEFRAGから公表されるものであり、IFRS財団、ISSB又はIASBから公表されたものではない
 - ◆ 確定したESRS-TCの内容について、**将来、SSBJ基準に直接反映するものではない**
- ✦ 一方、我が国の企業グループが一定の条件を満たす場合、第三国報告の対象となり、ESRS-TCに従った情報開示が求められることになる
 - ◆ SSBJ基準を適用する我が国の企業グループが、ESRS-TCに従った報告の対象となる場合、**二重の報告による企業の負荷**が生じることが懸念される
 - ◆ 企業による報告の負荷は、**SSBJ基準の適用に伴う企業の負荷にも影響する**と考えられることから、SSBJからEFRAGに意見発信することには一定の意義が認められると考えられる

- 🍀 このため、今後EFRAGより公表されるESRS-TCの公開草案に対して、SSBJとして**コメント・レターを提出する**ことが考えられるかどうか
- ◆ その際、SSBJから提出するコメントは、**日本の基準設定主体の立場から**、次の点に留意してコメントすることが考えられるかどうか
 - ◆ ESRS-TCの公開草案の提案内容に対するコメントとする（EU指令の内容など、EFRAGによる意見募集の範囲外の内容についてはコメントしない）
 - ◆ SSBJ基準を適用する我が国の企業グループが、ESRS-TCに従った第三国報告の対象となる場合を想定し、コメントを検討する



3. ディスカッション・ポイント

- SSBJ事務局からの説明について、ご意見又はご質問があればいただきたい
- SSBJとしてのESRS-TCの公開草案への対応案（本資料6頁から7頁）について、ご意見をいただきたい



<https://www.ssb-j.jp/jp/>

